

レスパイト入院のご案内



レスパイト入院とは

レスパイトとは「休息」や「小休止」という意味です。患者さんが住み慣れたご自宅での生活を続けるために、介護者が休息をとれるよう支援いたします。

例えば、このような場合に……

- ・介護者の体調がすぐれない。
- ・介護保険のショートステイが利用できない(医学的管理の必要性などの理由で)。
- ・介護者が不在となってしまったため、在宅介護サービスを整えたい。
- ・冠婚葬祭や農繁期で一時的に介護が出来なくなる。



ご利用について

- 1 まず、医療連携室にお電話でご相談ください。
- 2 多古中央病院がかかりつけ医でない場合、かかりつけ医の先生に紹介状を記載して頂き、ご利用前に多古中央病院外来を受診してください。医療連携室が受診調整します。
- 3 患者さんの健康状態を確認するため、入院時に検査を行います。
- 4 病棟は4階地域包括ケア病床です。
- 5 レスパイト入院中に治療が必要と判断された場合には、一般病床に移ります。

1回の入院は10日が目安です

- ・入院期間を決めて、入院期間中の内服薬は持参ください。
- ・病棟の状況にはよりますが、離床してデイルームで体操やレクをしたり、食事をします。
- ・3か月以内に同じ病名で地域包括ケア病棟に入院した場合、入院期間が通算されます。
- ・3か月以上の期間が空いているときには、前回の入院はリセットされ、改めて最大60日間の入院が可能となります。
- ・がんや特定疾患(パーキンソン病など)の方は、1か月以上の期間が空いていれば、前回の入院期間はリセットされます。

入院日数が60日を超えると、次回入院日まで期間を空けていただくことになります

1か月に10日ずつ利用した場合

6月～11月	12月～2月は利用できない
毎月10日間のレスパイト入院 10日×6か月=60日	レスパイト入院が通算60日を超えると最後の退院日から3か月間は利用できなくなります

がんや難病の方が1か月に10日ずつ利用した場合

6月～11月	12月は利用できない
毎月10日間のレスパイト入院 10日×6か月=60日	がんや特定疾患の場合は、レスパイト入院が通算60日を超えると最後の退院日から1か月間は利用できなくなります

レスパイト入院受け入れ基準

受け入れ可能 ○

- ・経管栄養
- ・胃ろう
- ・中心静脈栄養
- ・酸素療法
- ・気管切開
- ・腎瘻・膀胱瘻
- ・インスリン
- ・喀痰吸引
- ・褥瘡、創部処置
- ・尿道カテーテル
- ・ストマ(消化器・泌尿器)
- ・認知症

受け入れ要相談 ▲

- ・人工呼吸器
 - ・精神疾患
 - ・指定難病
- ※病院の状況や患者様の状態によってお受け入れができない場合があります。

受け入れ不可 ✕

- ・透析